

日本テコンドー協会審査法

J T A 昇級審査特進昇級基準

2013年9月10日
日本テコンドー協会
宗師範 河 明生

日本テコンドー協会（以下、J T A）は、
昇級審査における特進昇級の客観性と公平性を担保すべく、特進基準を次のように定める。

第1条 定義

特進昇級とは、審査の結果、2階級の昇級を認められることをいう。

たとえば、現級・7級黄帯の受験者が、5級緑帯に昇級・合格することをいう。

第2条 要件

特進するためには、下記の要件を満たさなければならない。

- 1, 柔軟審査は必修とし、柔軟性に優れていなければならない。
- 2, 立ち方、防御技、攻撃技、蹴り技等の基本動作が優れていなければならない。
- 3, 静止時および動作時の呼吸が適切でなければならない。
- 4, 蹴武の型が美しく、力強いものでなければならない。
- 5, 約束組手が美しく、力強いものでなければならない。
- 6, 試し割に成功しなければならない。
- 7, 小論文審査の二課題中、一つはA Aの評価を受けなければならない。

第3条 通常昇級審査への変更

上記の要件に満たない場合、

審査官は、当該特進昇級希望者の審査課題を特進昇級課題から通常昇級審査への変更する場合がある。

たとえば、七級・黄色帯の特進希望者が、蹴武の型・南洲は成功したものの、蹴武の型の青淵を失敗した場合、第二条第4項の要件を満たしていないため特進は困難となり、

引き続き当該特進希望者が特進昇級課題を継続する合理的理由がなくなる。

そこで審査官は、特進昇級課題である初級基本約束組手3番から8番までの審査課題をあらため、通常昇級課題（1階級昇級、合格後は六級・水帯に昇級）である初級基本約束組手3番から5番に変更し審査することができるものとする。

以上